

3 費用償還

すでに自費で被災家屋等を解体・撤去した方について、要した費用を償還します。

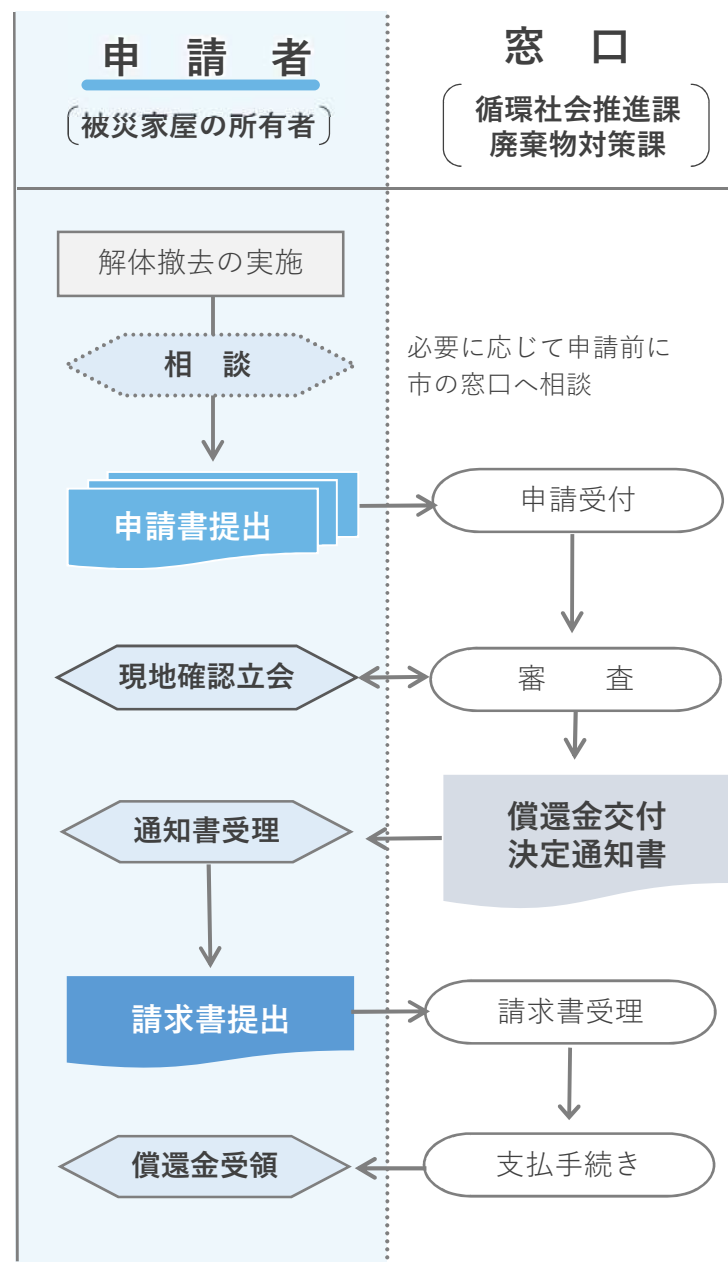
注意点

- (1) 上限額により、要した費用の全額が償還されるとは限りません。
- (2) 解体・撤去の契約が令和6年3月31日までに締結されたものが対象です。
- (3) 対象となる被災家屋等、申請者、申請期間、その他注意点は、「①制度の概要」をご覧ください。

申請書類

- (1) 費用償還申請書
- (2) リ災証明書または被災証明書
- (3) 被災家屋等の登記事項(建物)全部事項証明書
- (4) 申請者の印鑑登録証明書
- (5) 解体撤去した被災家屋等の一覧
- (6) 被災家屋等の写真(解体前後、工事中)
- (7) 契約書、経費の内訳がわかる書類
- (8) 領収書
- (9) 廃棄物処理マニフェストE票
- (10) 共有者、相続人の同意書及び印鑑登録証明書
- (11) 本人が確認できる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- (12) その他家屋の所有状況に応じて必要な書類があります。(別添「申請書類一覧表(費用償還)」を参照ください。)

申請手続きの流れ



申請書類の配付について

申請に必要な各種書類は新潟市のホームページでダウンロードいただくか、最寄りの被災相談窓口でも配布しています。

新潟市 公費解体



令和6年4月15日作成

令和6年能登半島地震に伴う

被災家屋等の解体・撤去制度

新潟市

相談および申請予約の窓口

相談はこちら

被災相談窓口

西区役所健康センター棟3階 西区寺尾東3丁目14-41

受付時間 平日・土・日・祝日 午前9時～午後5時

循環社会推進課
(市役所本館2階)

中央区学校町通1番町602-1

025-226-1391

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時30分

申請の予約はこちら

申請は事前の予約が必要となります

廃棄物対策課
(市役所本館2階)

中央区学校町通1番町602-1

025-226-1411

予約受付時間 平日 午前8時30分～午後5時30分

申請受付は下記で行います。

予約した日時、会場にご来場ください。

西区役所(健康センター棟3階)

西区寺尾東3丁目14-41

新田清掃センター(1階フロア)

西区笠木3644-1

廃棄物対策課(市役所本館2階)

中央区学校町通1番町602-1

1 制度の概要

家屋等の解体・撤去は、本来所有者の責任において行われるものですが、能登半島地震により被災した家屋等について、生活環境保全上の支障除去及び二次災害の防止を図るため、所有者の申請に基づき、新潟市が所有者に代わって解体・撤去を行う特例制度です。

対象

(1) 被災証明または被災証明書※で「**全壊**」・「**大規模半壊**」・「**中規模半壊**」・「**半壊**」と判定された家屋等

○ 住宅、賃貸マンション・アパート、分譲マンション、事務所、店舗、工場、農舎など

(2) 申請者は、令和6年1月1日から申請日までの間、被災家屋等を所有していた者

○ 個人、中小企業者、農業者など

※被災証明書、被災証明書の発行については下記にお問い合わせください。

住宅 … 市のホームページを確認ください。

中小企業者所有の事務所、店舗、工場など…産業政策・イノベーション推進課 ☎025-226-1610

農業者の所有する農舎など… 各区の農業担当課(東区、中央区は江南区産業振興課)

注意点

(1) 被災家屋等の**全部解体**が対象です。

(2) 被災家屋の一部解体や、解体に支障とならない工作物(小屋や車庫、塀、立木など)の撤去は対象外です。

(3) 基礎も解体の対象となりますが、杭や地下階等は対象外です。また、地盤や隣地、道路等に影響が生じるおそれのある基礎等の解体は行いません。

(4) 解体後の整地は行いません。

(5) 解体工事前に、電気・ガス・水道などの停止手続きをお願いします。

(6) 被災家屋内の家財の搬出・処分は行いません。解体工事前に自ら搬出していただく必要があります。(危険のない範囲で搬出してください。)

費用負担

(1) 全額公費により行います。

(2) すでに自費で被災家屋等を解体・撤去した場合の費用償還制度もあります。

(「③費用償還」を参照ください。)

申請書類

(1) 被災家屋等の解体及び撤去に係る申請書

(2) 被災証明書または被災証明書、(3) 被災家屋等の配置図

(4) 被災家屋等の現況写真、(5) 被災家屋の登記事項(建物)全部事項証明書

(6) 申請者の印鑑登録証明書、(7) 共有者、相続人の同意書及び印鑑登録証明書

(8) 本人が確認できる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

(9) その他家屋の所有状況に応じて必要な書類があります。

(別添「申請書類一覧表」を参照ください)

申請期間

令和6年2月26日(月)～令和6年7月31日(水)

※申請期間は、復旧状況に応じ延長する場合があります。

申請には事前に予約が必要です。

申請の予約はこちら 廃棄物対策課 ☎ 025-226-1411

平日 午前8時30分～午後5時30分

2 申請手続きの流れ (公費解体)

